

三木市記者発表資料 (令和3年8月13日発表)		
担当部課名	担当長	電話番号
新型コロナウイルス対策本部事務局	総合政策部危機管理課長 山本隆之 健康福祉部健康増進課長 後藤洋子 〃ワクチン接種対策室長 岩瀬文彦	0794-82-2000 (内線 2430) (内線 715-101) (内線 715-121)

タイトル
まん延防止等重点措置区域拡大に伴う市の対応について
内容
<p>8月12日、兵庫県は新型コロナウイルス本部会議を開催し、県内の感染者が急拡大していることから、8月2日から実施している「まん延防止等重点措置区域」の拡大を決定しました。この度の拡大地域に三木市が指定された事を受け、市では8月13日午後1時から第66回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、県の対処方針に基づき、市の対策について以下の通り決定しました。</p>
記
1 期 間 令和3年8月16日(月)～8月31日(火) (今後の感染者の状況により変更する場合があります。)
2 市の対策について
(1) 公共施設・社会教育施設等
ア 屋内及び屋外施設共に、原則として、利用時間は、午後8時までとする。(各施設の対応状況は別表のとおり。)
イ 施設の利用について、原則、大声での歓声・声援等が無い場合は収容率100%、大声での歓声・声援等が想定されるものについては、収容率50%以内とする。(継続)
(2) 市職員の勤務体制
テレワークや時差出勤等の継続による出勤者の削減を図り、人と人との接触機会を減らす。ただし、令和3年4月採用の新任職員は、対象外とする。(継続)
セールスポイント
8月2日からのまん延防止等重点措置以降も県内の感染者が急拡大していることから、県は、三木市を含む北播磨、中播磨、西播磨、淡路地域を新たに措置区域に指定しました。 市は、県の対処方針に基づき感染拡大の防止に努めます。